「総務省７・４通知」をふまえ、学校現場で働くすべての臨時教職員が、生活できる勤務労働条件整備に関する項目

非常勤職員の待遇については、これまで、常勤職員に準じた賃金・報酬の改定等を必要に応じて所要の措置・改善を図ってきたところ。

今後とも、非常勤職員の待遇については、府の財政状況等を踏まえつつ、国や他府県の状況等も見極めながら、適切な対応に努めていきたい。

地方公務員法第２４条をふまえ「生計費原則による」賃金の改善に関する項目

非常勤職員の報酬（賃金）は、常勤職員の給与と異なり、勤務に対する反対給付であり、地方自治法の規定により、報酬・費用弁償の２種類の給付に限定されているところ。

これまでも、非常勤職員の待遇については、これまで常勤職員に準じた賃金・報酬の改定等を行うとともに、交通費相当額の引き上げなど、必要に応じて所要の措置・改善を図ってきたところ。

「総務省７・４通知」をふまえ、「年次有給休暇。産前産後休業、育児時間、生理休暇など」、法律の趣旨に合致するよう速やかに制度の整備に関する項目

府立学校非常勤補助員については、国及び他の地方公共団体の職員との権衡を考慮し、年次有給休暇並びに無給及び有給の特別休暇を整備しているところ。

非常勤職員に対する報酬が、勤務に対する反対給付であり、勤務に応じた支給が原則とされていることを踏まえ、無給の特別休暇を有給の特別休暇とすることは困難。

健康診断は、使用者責任において実施することに関する項目

職員並びに職場における労働衛生安全管理対策については、労働安全衛生法が基本法として制定されているところ。

法律の趣旨にのっとり適正な運用を行っているところ。

勤務中の災害等は、公務災害と同様に府教委申請とするなど、申請に係る本人の負担軽減に関する項目

府立学校非常勤補助員の災害補償については、「労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）」に基づき、適切に対応しているところ。